助川中学校いじめ防止基本方針



令和８年４月

日立市立助川中学校

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1　いじめ防止等の対策に関する基本理念

（１）　いじめは人権を著しく侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる心情を育てる。

（２）　すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を営むことができるよう、いじめ防止及び解消に向けて組織的に取り組む体制に努める。

2　いじめ防止に向けた取組

「助中PRIDE」の実施

挨拶・時間・行動を意識するとともに、自他に思いやりをもって行動できる生徒

（１）教職員等の指導体制の在り方

①　生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業に取り組む。また、生徒が教職員に相談できる環境づくりに努めるとともに、教育相談月間を設け、生徒に寄り添った相談体制をつくる。

②　教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む。

③　複数の教職員、スクールカウンセラーや教育相談員と連携し、組織的・継続的な支援に努める。

④　職員研修を実施し、いじめに関する認識や対応についての共通理解に努める。

（２）いじめ防止のための組織

①　いじめ防止等対策委員会を設置する。

②　委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任によって構成する。必要に応じて、心理、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー等）を参加させることができる。

（３）メディア教育講演会等の実施

①　ＧＩＧＡスクール構想における一人一台端末について「タブレット使用のルール」を作成し周知することで、安全安心な活用の徹底を図る。

②　講演会を実施し、生徒の SNS 活用等に対する知識の定着を図る。

③　保護者に参加を促し、フィルタリングをはじめ、生徒が安全にスマホ等を活用することへの理解を深め、家庭でのルールや管理について注意喚起をする。

（４）生徒の主体的かつ積極的な取組

①　生徒会による「いいとこ発見活動」により、生徒一人一人の良いところを称賛し、掲示することで、自己有用感を高める。

② 生活委員会が中心となり、全生徒を対象に「いじめ防止に関する標語」の作成をする。

3 いじめの早期発見の取組

（1）いじめの未然防止

① 生徒指導の機能を生かした授業づくりに努め、自己指導能力の育成に努める。
② 「いいとこ発見夢づくり」を通して、自己有用感の高揚に努める。
③ 道徳教育や体験的活動を通して、豊かな心の育成に努める。

（2）早期発見・早期対応

① 生徒のささいな変化や小さなサインを教職員及び保護者で共有し、組織で対応する。
② 毎朝のオンラインによる「心と体の健康観察」を実施し、生徒の心情の変化を早期に把握するとともに、継続して気持ちが落ち込んでいる生徒に対して言葉掛けと面談を実施する。
③ Teams を活用した「校内オンライン相談窓口」を周知し、24 時間相談できるようにしたり、学校 HP にリンクを貼り、投稿できるようにしたりするなど、いつでも相談できるように努める。（勤務時間外の投稿の対応については、次の平日に対応する）
④ 定期的にアンケート調査を実施し、生徒理解に努める。
⑤ 教育相談月間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
⑥ 生徒指導部員会を毎週実施し、生徒に関する情報の共有化を図る。
⑦ 電話やメール、SNS 等による外部機関の相談窓口を周知し、相談しやすい環境を整備する。

（3）早期発見を図るための組織

① 学年会、企画会、生徒指導部員会で情報共有する。
② 養護教諭や相談員との連携を図る。
③ 保護者からの訴えや相談に関する窓口は全職員という認識に立ち、丁寧な対応をすることで、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

（4）家庭や地域との連携

① 学校だより、学年だより、学級だより、生徒指導だより等による生徒の活動状況の広報を行う。
② ホームページに学校の情報を随時掲載し、開かれた学校づくりに努める。
③ 学校評価アンケートを実施し、その結果を踏まえ、いじめ防止等の取組を随時改善する。

4 いじめに対する具体的な措置

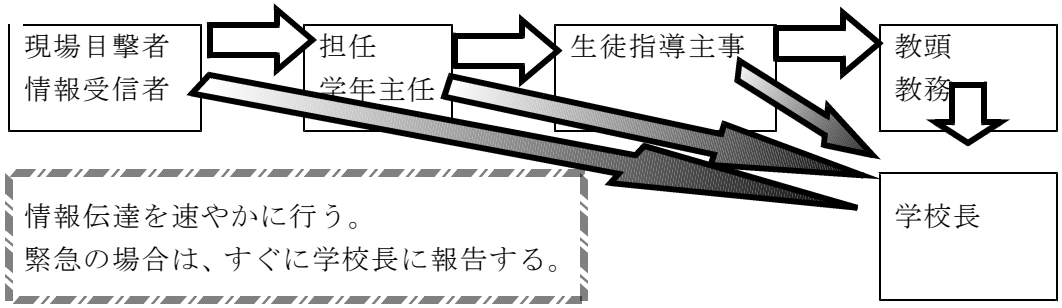
（1）いじめの認識と早期対応

① 生徒のささいな変化や小さなサインを見逃さず、その時、その場で対応する。
② いじめられている生徒や通報した生徒を最優先に対応する。
③ いじめの事実について、管理職に速やかに報告する。

※いじめの認知については、第一発見者や担任だけで判断せずに、いじめ防止等対策委員会と連携を図り、判断することとする。

※生徒指導提要の改定に伴い「積極的な認知」をすることで件数は増加するが、い

じめ解消に向けた支援策に努める。



（２）情報の共有

① 管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

（３）事実確認の実施

① 速やかに「いじめ防止等対策委員会」で協議し、調査の方針について決定する。

② 生徒が話しやすいよう担当を配置し、被害生徒、加害生徒への聞き取りをする。

③ 必要な場合には、学級、学年及び全校生徒への調査を行う。

（４）解決に向けた指導及び支援

① 教育委員会に速やかに報告するとともに、専門的な支援が必要な場合には、児童相談所及び警察、スクールロイヤー等の関係機関に報告・相談する。

② 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有化を図る。

③ 事実関係が把握された時点で、「いじめ防止等対策委員会」において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。

④ 全ての指導及び支援については、組織的に対応する。

（５）関係機関と連携し、速やかに対応する。

① 校長は教育委員会との連携を図り、解消に向けた対応に取り組む。

② 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察へ通報し、警察と連携して対応する。

（６）継続指導・経過観察

① 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

② 被害生徒、保護者と連絡を密にし、指導及び支援の修正改善や、信頼関係の維持に努める。

③ 加害生徒への適切な指導といじめを繰り返さない支援に努めるとともに、加害保護者への説明、助言を行い協力体制を構築する。

④ いじめの解消については、「いじめに係わる行為が少なくとも３ヶ月を目安として止んでいること」、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」及びその他の状況を加え総合的に判断する。

5　ネット上のいじめへの対応

（１）ネットいじめの予防

① フィルタリングなど適切な措置をとるように、保護者への啓発を図る。

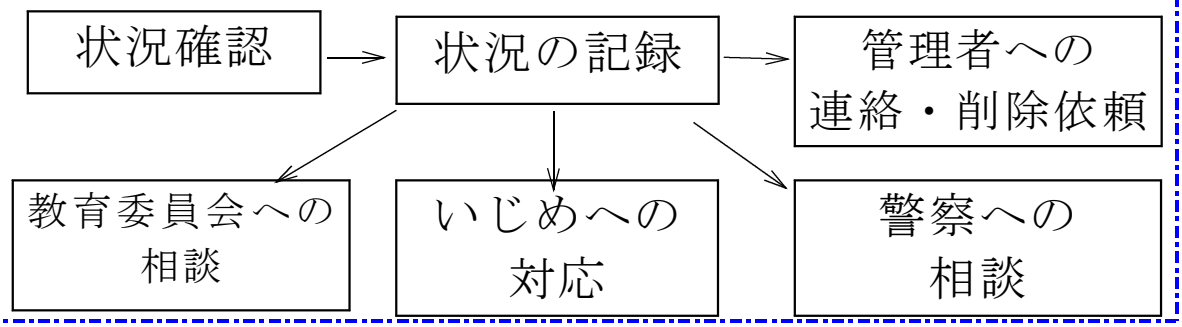
② 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

③ スマホ・ケータイ安全教室等、専門家による講習会等を通して、トラブルの未然防止に努める。

（２）ネットいじめへの対応

①　被害者の訴えや閲覧者等及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。

②　不当な書き込みを発見した場合には、次の手順により対処する。



６　重大事態への対処

いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が教育委員会に報告する。

○当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

・生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・精神性の疾患を発症した場合　　・金品等に重大な被害を被った場合

○生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めれるとき

・年間の欠席が３０日程度以上の場合

・一定期間連続して欠席しているような場合も、周辺状況を勘案して判断する

（１）いじめ重大事態に対する平時からの備え

①定期的にいじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用する

②法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要」を理解する

③実効的な役割を果たせるよう学校外と連携体制を構築する

（２）被害生徒の保護・ケア

①　被害生徒に対する複数の教員による保護

②　スクールカウンセラー、教育相談員による心身のケア

③　全職員による連携した状況把握と心身のケア

④　保護者との連携を密に、安心して学校生活を送ることができる環境整備

（３）加害生徒への対応

①　警察への相談・通報

②　別室での学習の実施

③　懲戒や出席停止

④　加害生徒の抱える問題に目を向けた心身のケア

（４）保護者・地域との連携

①　いじめ対策緊急保護者会の開催

②　PTA との連携

③　地域コミュニティーとの連携

7　SOSを出しやすい環境をつくる相談体制の充実

「ＳＯＳの出し方に関する教育」とは、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として次の 3 つが示されており、「ＳＯＳの出し方に関する教育」はその 1 つです。　【東京都教育委員会より】

（１）SOSの出し方に関する教育の実施

①　職員研修

・「あの先生は真剣に聞いてくれる」という信頼関係構築の重要性を再確認
・スクールカウンセラーによる研修（適切なSOSの受け止め方など）
・SOSを受け取った後の対応の共有

②　生徒に対する取組

・「いじめられた際や不安が強い時」に相談して救われた経験談等を伝える。
・相談する必要性を伝え、学校内外の相談窓口を具体的に提示する。

（２）生徒会によるいじめ防止に向けた取組

①　生徒同士による相談活用

・「相談しよう」というスローガンづくりを行い機運を高める。
・生徒会による目安箱を設置し、学校生活での悩み等の集約に努める。

②　いじめの未然防止に資する活動

・いいとこ発見を意識し、互いに良い面を称賛できるよう放送する。
・中央委員会にて「いじめ」について話し合う場を設定し、定期的にいじめ撲滅について注意喚起を促す。

8　性的マイノリティに対する支援の充実

性的マイノリティとされる生徒やその保護者からの相談に迅速に対応するために、組織的な相談・支援体制の強化を図ることを目的とする。

① LGBT 理解促進委員会の設置

・部員会を行い、現状における理解への課題や改善策について検討する。
・校則改定も含め、全ての生徒が安心して生活を送ることができる環境をつくる。
・研修を実施し、教職員の知識の定着と意識の向上を図る。
・生徒本人や保護者等の相談を受け、個別対応の徹底に努める。

②　道徳教育の充実

・道徳教育を通して、すべての生徒の人権を尊重し合える環境づくりに努める。
・互いの意見を尊重しながら、多角的に物事を捉えられるように努める。
・保健室やメディアセンターに性的マイノリティに関する書籍を置く。

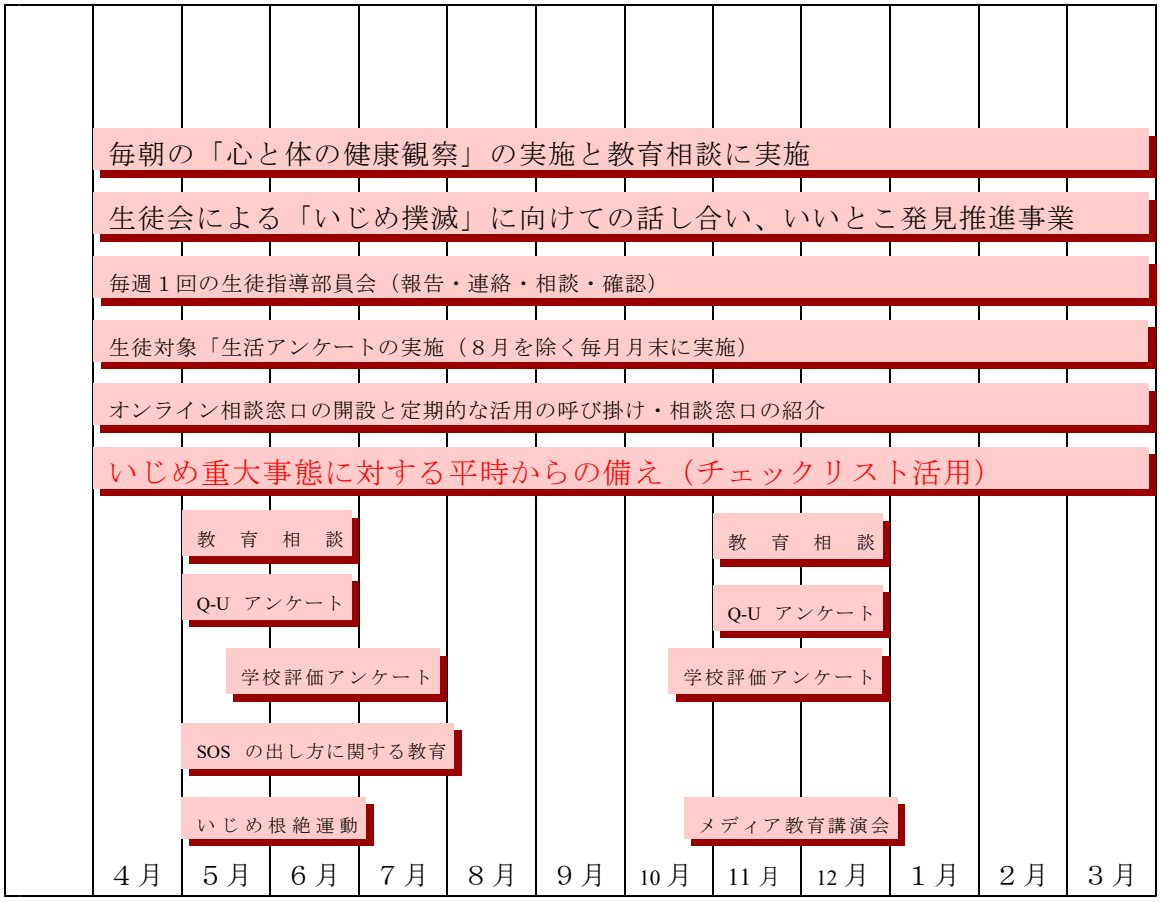
③　学校生活内での制度や慣習の見直し

・性別に関わらない役割の設定を行う。
・「○○さん」と共通した呼称の徹底を図る。
・不必要な男女区分の見直しや性別表示欄を削除する。

・制服の選択制を取り入れる。
（学生服とセーラー服の選択、セーラー服のスラックスの導入）

今後も、随時性的マイノリティについての理解を深め、互いに人権を尊重できる環境づくりに努めることが求められる。

9　年間指導計画



10　改正

平成２９年５月１日改正　平成３０年４月９日改正　平成３１年４月８日改正
令和　２年４月９日改正　令和　３年４月２日改正　令和　４年４月１日改正
令和　５年４月７日改正　令和　６年４月５日改正　令和　７年４月２日改正
令和　８年４月１日改正